

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

1 経緯

- ・平成13年 6月：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）制定（処分期間「平成28年7月まで」）
- ・平成13年 7月：PCB特措法施行
- ・平成15年 4月：国のPCB廃棄物処理基本計画策定
- ・平成18年 3月：福島県PCB廃棄物処理計画策定
- ・平成20年 5月：北海道PCB廃棄物処理事業開始
- ・平成24年12月：PCB特措法施行令改正・施行（処分期間「平成39年3月31日まで」）
- ・平成26年 6月：国のPCB廃棄物処理基本計画改定
- ・平成27年 3月：福島県廃棄物処理計画策定予定

2 改定の理由

PCB特措法第6条に基づき環境大臣はPCB廃棄物処理基本計画を定めなければならない、同条を受け、第7条では、都道府県はPCB廃棄物処理基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画を定めなければならないと規定されている。

PCB特措法施行令の改正により、PCB廃棄物の処分期間が平成39年3月31日まで延長されたこと、また、PCB廃棄物の処理体制が変更され、国のPCB廃棄物処理基本計画が改定されたことに即して、本県のPCB廃棄物処理計画について所要の改定を行うもの。

3 改定内容

- 計画期間の変更
 - ・ 平成27年3月まで ⇒ 平成39年3月31日まで
- 当県に係る処理体制の変更
 - ・ 県内のPCB廃棄物は全て中間貯蔵・環境安全事業株式会社（「JESCO」）の北海道PCB処理事業所において処分
 - ⇒ ・ 高圧トランス・コンデンサ等のうち、一部の処理困難物について、他の事業所（東京・大阪）において処分
 - ・ 安定器等・汚染物の処分開始
 - ・ 低濃度PCB廃棄物（※）について、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事が許可する施設による処分

※ 微量PCB汚染廃電気機器等及びPCB濃度が0.5mg/kgを超え、かつ5,000mg/kg以下のPCB廃棄物

- 新たなPCB廃棄物の処理推進策
 - ・ 未届出事業者（PCB特措法に基づきPCB廃棄物の保管事業者には保管状況等の届出義務がある。）の網羅的な把握
 - ・ 未処理事業者の把握
 - ・ 未処理事業者に対する指導の強化
- その他
 - ・ 処理施設の立地自治体（室蘭市）との交流